

琉球大学学術リポジトリ

地位協定・SOFAの適用（STG-陸上施設・区域）(5)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-01-29 キーワード (Ja): ユナイテッド・シーメンズ・サービス, 那覇空港, 橘アメリカ局参事官, リー参謀長, 愛知外務大臣, マイヤー大使, 吉野・スナイダー会談 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43406

リスト問題点

11月16日 2-4-9 施設、区域として

Aリストに記載するべき希望しているが、
右の政治的考慮により容れられない

場合には、「復帰時より米側の
retainする」との趣旨を明らかに
(Cリスト冒頭部分で)

するべき希望しない。(現行Cリストは既に
この趣旨を容れた原文となっている)、又

那覇ウィールについては米側のWAC
の部分を復帰後も維持したい
(の意向)

明50-1にしていることあり、Cリスト
に2.112 "Naha Port Facilities

(又は Naha Wheel Area) (JSDF
use portion)"と記載したい
(24)

追加したい。

(2) 当方としては、上記施設、区域の諸般

の考慮より、Cリストに記載すべき
と考へておられる。(1) 現行の

Naha Air Base については、民間国際
空港としての部分を "Naha Airport"
(本邦名称の採用により調整あり)

として独立させ、残りの部分を "Naha
Air Force Annex" として、自衛隊の

take over する部分の "Naha Air
Force Annex (JSDF use portion)"

として、夫々 Cリストに記載する。(10)

那覇ウィールについては米側の retain
(WAC使用)

する部分の "Naha Port Facilities" に

含めることとし、現行の Naha Wheel 部分
(上記 WAC 使用部分を除いた部分)

"Naha Wheel" として Cリストに記載

する (注: 本施設については、防衛庁と気象庁間の話し合いがなされたこと、両府省による調整を踏まえ、(1) ホワイトビーチについては、現行リストのとおり "White Beach Facilities (JSDF use portion)" とする。)

3. CリストとX条との関係
 (1) Cリストは、Aリストとの関連において、現に米軍の軍事的目的を以て使用しているものうち、日米間で復元後、米軍使用に合意すれば、Aリストに記載する性質の military installations and sites である。

協議の結果、かかる措置をとることは、このリストとして捉える、従って現在、そのための設備、用地として使用されている Area A, Miyako Jima (Cリスト No. 21), Yaeyama Civil Administration HQ (Cリスト No. 22) は Cリストに記載 (117VLE (R22) 等) であることとする。加えて、援助施設については、同様で、軍事訓練用等 (現在米軍が) 軍事的目的を以て使用しているものとして、これを区別し、前者に属するもののみを Cリストに記載する。 (確認を要するが、たとえば Higashionna

Range Tower site は C1121 記載

Triangulation station — 速度計の
1111 10 式船が航路速度を測る

1-2 の 2" equipment と 1111 10 の
10 11 11 — は C1121 から除外

Navigational Aids site — lighted
structure はあるが 無線設備等
(通話)

はなく、一般船舶と利用し
(海上保安庁調べ) — は

border line があるが、民生用資産
と 12 の 11 に注目し、一般 C1121 は

記載せられたこととした。

(2) 一方 X 条は 復帰時に 日本領に

transfer する "property" に 12 あり

規定 (土地の所有関係は 11 11、11 11

の土地にあり家屋、工作物等を
対象とする) と 11 11、11 11 11 11

1121 C 末尾の注の "--- there
will be United States in-

stallations and sites to be
transferred to ----" は

"--- there will be United
States properties to be trans-

ferred to ----" と変更する
こととした。

(11 11、C1121 に記載され 11 11 11 11
11 11、航路援助施設は X 条

11 11 11 11 11 11 11 11 11 11

考之しれり。

4. レポート

(作業中につき、別途回答予定)

載
無期限

施設リストにつき話めすべき細目点

1. Aリストのサブリンク

- (1) Kawata Training Area, Mushi T.A. Yaka
- (2) Camp Kue と Camp Sukiran
- (3) Ukibaru と Tsukenjima
- (4) Shingato Area

2. ミサイルサイトの表示方法

3. Aリストの注

4. Cリストの注

There will be United States installations and sites

5. Area A Miyako Jima

Yueyama Civil Admin. HQ

Nigashionna RT site

Triangulation Station

Navigational Aids site

挿入
場所

Cリストに
のせよ

6. Kashiji Army Annex の書現

7. Identification 施設片断 trustful?

8. 和訳の問題点

(1) 米軍名称 (現行) → 現在の名称?

(2) キャンプ マーシー } () 書きかきか
キャンプ フォーン

(3) レーダーサイト と明示?

(4) 自衛隊に付する引継ぎ (の時点)

(5) マナト住宅区域

(地区?)

(6) (別名余儀 ガソリンタンク)

(7) (別名 ワイルド地区)

(8) 石川 リクリエーションセンター

(ビ-4)

極 秘
無 期 限
部 内 号

2
1
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42
43
44
45
46
47
48
49
50
51
52
53
54
55
56
57
58
59
60
61
62
63
64
65
66
67
68
69
70
71
72
73
74
75
76
77
78
79
80
81
82
83
84
85
86
87
88
89
90
91
92
93
94
95
96
97
98
99
100

条約局長	アメリカ局長
条約課長	参事官
安全保障課長	北米才一課長

施設・区域リスト

26. 6. 4
米北1

施設・区域リスト A.B.C 1-11 212.

(1) 那覇空港、那覇ウィールをリスト上

11カに表示できなかった問題 (27米北1

27米北1) (10) - 航空用演習地

のAリストに27米北1 remarks の問題

(主として27米北1を要する - 施設名は
2-4-8の表示に難色を示している。)

(別添1参照)

(1) United Seamen's Service Center
の取扱の問題、(2) 奥伯、尾崎両

リストコンター及びハーバービュー・プラント

の取扱の問題 (施設名は C 又は B
リストへの移行を希望している?)

(別添1参照)

(1) Cリストと協定Xリストとの

関係の明確化、(2) その他

27米北1を含む細部の詰め (別添2参照)

等の諸氏が懸念をたっている。

27米北1の諸英に27米北1の処置方針を

次の如く11月27日、至急御検討の上

27米北1の御指示賜わります。

1. 那覇空港、那覇ウィールの表示

(1) 那覇空港:

(1) 現在の Naha Air Base の空港部分の

Naha Airport とし、右に Naval

Air Facility (P3所在地) 在合を
 (P3の施設が2011年移転したことに前提とす)
 とす。

(1) 基地の部分は Naha Army Annex
 を除く部分は Naha Air Force
 Annex とし、自衛隊使用部分は
 Naha Air Force Annex (JSDF
 use portion) とし C12Hに
 記載す。(2011年12月27日)
 (2) PR 資料：
 米側の Naha Wheel の全面返還
 の意向である。(又 PR 資料の連絡
 2D)
 以上は、気象方は Naha Wheel に
 当初は自衛隊のみが入るといふこと
 異議。11月 P 方位に通報され、

右を以て、2011年内調整は一旦終了
 せしめられた。11月27日 Naha Wheel
 の A12H 上の取扱いは2011年12月27日
 であり (C12Hのみに記載) とし LT=11。
 (P 方位は Naha Wheel の
 「米側」)
 WAC 使用部分を detain. 11月意向
 であると言及し 2011年12月27日
 の2011年12月27日 5D 中に米側の
 意向を正確に伝えたことと LT=11。
 2. 一時使用演習地としての A12H
 remarks
 米側が限られた期間しか使用しない、
 且つその面積の二割は一時使用演習地
 を提供する場合に 2-4-6 使用

と377が至当である。

(但し 対内的事情 — 別添1, 1参照
— に711214 別途協議の要あり)

3. 興的リストセンター、尾着リストセンター
R27 ハーバービュースラッグの取扱

施設方の C 及び B リストへの記載を
希望しているが、従来の対米交渉の経緯

にも鑑み 実現困難と思われたので、
現行とあり A リストに記載 777222

777。 (但し、対国会等の説明はツレに
777222、施設方と十分協議の上

SIAS等の行く理論構成を考慮する
要がある。)

4. United Seaman's Service Center の
取扱

(再度) A リストに17 載せたい旨 米側に
説明する。(なお 米側は復帰後

USS から地位協定15条機関の要件
を満す機関と認めた米側が

必要な措置をとることを保障する旨
述べたことは、米側が承知して

USS の A リスト記載に固執する場合は
17、右ラインによる検査を5行する

ことと米側を277777と考へた。

5. C リストと X 条との関係

(1) C リストは、A リストとの関連に於いて、
現に米軍の軍事的目的を以て

(米側) 使用しているところ、復帰後の

米軍使用に合意すれば、A121に

載りし性質の military installations
and sites であり、協議の結果

かかる措置をとるに当たっては、
リストとして提示、従って現在迄の

よす設備、用地として使用されし
Area A, Miyako Jima (C121

No. 21), Yaeyama Civil Admin-
istration HQ (C121 No. 22)

(1174と民政政府)の C121に記載
せしむべきである。航行援助施設

に同じく同様に現在米軍が軍事
訓練用等軍事的目的を以て使用

しつづけておられるものと見られる。

前者に属するものあり C121に

記載すべきものである。

(確認を要するが、T-210 Higashi-

Onna Range Tower Site の C121
に残り可能性があるが、Tri-

angulation Station - 本工場の
マイルポストに属する - の C121

に載せる必要はないと思われず、)

(2) - 一方米日交渉時に日本側に

transfer された "properties" に関する
規定があるとは解され、C121に

X米との間にはオーバーラップの
問題はないと見られる。(那覇空港

(3) 追加)

が設備、用地として C121に

△ 以下資料は Cリストと Xリストとを総合して
米軍による release したる施設、用地の
リストを公表するの意向を示しているが、当該作成リスト
と名称等には discrepancy があるに注意を要する。◎

記載され、その上の properties の
(用途は 同右添加)

引継資産があること X 系の合表リスト
にも記載されようとする全く

差支えない。

その意味で 地元の Cリストの注は

削除してよいと考えられる。

(3) Aリストの施設区域のうち、現在

基地内の道路となつてゐる部分の re-
lease したるものについては、Aリストに

適当な注を付する必要がある。

△ ~ ◎

6. 細部の詰め

(の表示)

各施設の番号、名称、位置等に関する
問題点については (別添 2) 参照。

(別添 2) を参照する。

秋
無期限

U.S.S. 1121 A 1000

4 6 . 6 . 2
防 衛 庁

1 A表には地位協定2条4項bを適用する演習場7件が含まれているが、これらはいずれもC表に移して返還を受けるとされたい。

(理由) 自衛隊施設でも他の官公庁施設でもないものは、2-4-b施設としてなじみにくい難点がある。すなわち、自衛隊が借り上げていない民有地を、米軍が一定の期間を限つて使用することになれば、その期間をどのように定めるか、それに対応する借料をどのように定めるかこれらについて土地所有者と円満な話し合いが可能か、適用すべき地位協定の規定の範囲をどのように定めるか等の問題があり、これらの事情を総合的に考慮すると、むしろ米側に対し返還を求めることが適当である。

2 A表には、奥間レスト・センター、屋嘉レスト・センター及びハーバービュー・クラブが含まれているが、これらの施設はC表又はB表に移して返還を受けるとされたい。

(理由) これらの施設の敷地を提供するにあつては、土地所有者の同意が得られない場合に土

施設を返す

地の使用収用手続によることが困難であり、裁判上の争いも政府に不利であると考えられる。

3 C表中の「那覇陸軍施設(ウイール地区)」を「那覇陸軍施設(自衛隊使用部分)」に改めるとされたい。

(理由) C表には他に那覇空軍補助施設(自衛隊使用部分)及びホワイト・ビーチ港湾施設(自衛隊使用部分)があるが、那覇陸軍施設についても、その大部分を沖縄復帰後自衛隊が使用する前提で日米間の話し合いを進めて来た経緯があり、この趣旨が明示されることが望ましく、また他の施設と表現上差別する理由もない。

極 秘
無 限
部 の 内
号

別 添
2

施設リストに関する問題細目点

1. Aリストの配列順序

配列順序については北→南という方式を採用しているか、数個の施設につき

くり方を改めたり新規に独立させたりしたために、次の施設の配列位置に

ついては調整を要する。

(1) Kawata Training Area

(2) Kushi Training Area

(3) Yaka Training Area

(4) Site Hanza

(5) Yomitan Army Annex No 2

(6) Tengan Pier

(7) Kadena Air Base 外に独立した施設

(8) Camp Kue と Camp Sukiran

(9) Ukibaru と Tsukenjima

GA-6

外務省

2

(10) Deputy Division Engineers Office

(11) Shinjato Area

(12) Miyako Jima の VORTAC と Air Station

2. ミサイルサイトの表示方法

(現在)

16ヶ所のミサイルサイトについては一律に

~ Army Annex となっているか、active

のものか Nomenclature を ~ Site とすることか考えられる。(Present Nomenclature

はそのままとしたか、Nishikara Army Annex No 2 は White Beach Facilities

としてくわわあり、Present Nomenclature をそのままとすると active であることが不明

明確となる恐れがある。)

GA-6

外務省

3. Site Kashiji の表現

Site Kashiji は "space for preventive medicine laboratory and storage"

(米側 Fact Sheet にある) であると云う。

米側は Nomenclature を Kashiji

Preventive Medicine Center とするのとを提案しているが、かえって疑惑を招き

ような名称とも思われ、Kashiji Army Annex としてはどうか。

4. Site Oki の location

米軍色刷り地図によれば Site Oki は Yontan Auxiliary Airfield の真中に位置しているが、本施設は返還施設であり、Yontan Aux. Airf. の端に

位置するはずなので要確認。

5. 和訳の問題点

(1) 「米軍名称(現行)」は「現在の名称」としてはどうか。

(2) 「マチナトH地区(キャンプ・マーシー)」とあるのは、^(行を改める)2施設の如く見えてまぎらわしい(別紙)

ので、「マチナトH地区(別名キャンプ・マーシー)」としてはどうか。(キャンプ・ブーンについても同じ)

(3) レーダーサイトはその旨を明記すべきか。

(4) B表備考欄の「自衛隊による引継ぎ」は「自衛隊による引継ぎの時点」としてはどうか。

(5) 「マチナト住宅地域」は「マチナト住宅地区」としてはどうか。

(6) (表中の「那覇オス貯油施設」に
は「(別名余儀ガソリタンク)」を
(5)

加えた。

(7) (表中「那覇陸軍施設(ウィル地区)」
とあるのは「那覇陸軍施設(那覇ウィル

地区)」としてどうか。

(8) (表中「石川リクリエーション・センター」
は「石川ビーチ」でよくなるか。
(英文の内題でもある。)

6. Identification List 中の identification

につき、施設庁は、現地調査団が米

側(D.E.)より入手した資料と食い違う
箇所数ヶ所ある旨指摘しているか。

これをどう扱うべきかの内題もある。